

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公開番号】特開2010-31006(P2010-31006A)

【公開日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-006

【出願番号】特願2009-165467(P2009-165467)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/04 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/165 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 9/04

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 31/165

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月20日(2012.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

糖尿病性心筋症の処置用医薬の製造のためのレニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項2】

2型または1型糖尿病患者の処置のための、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

レニン阻害剤がアリスキレンまたはその塩である、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を含む、糖尿病性心筋症の処置用医薬組成物。

【請求項5】

2型または1型糖尿病患者の処置のための、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

レニン阻害剤がアリスキレンまたはその塩である、請求項4または5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を、1種以上の活性成分と組み合わせて使用する、請求項1から3のいずれかに記載の使用。

【請求項8】

他の活性成分がACEI、ベータブロッカー、アンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、2型糖尿病治療剤、および1型糖尿病治療剤から成る群から選択される、請求項7に

記載の使用。

【請求項 9】

他の活性成分が

- アラセブリル、ベナゼブリル、ベナゼブリラート、カプトブリル、セロナブリル、シラザブリル、デラブリル、エナラブリル、エナブリラート、フォシノブリル、イミダブリル、リシノブリル、モベルトブリル、ペリンドブリル、キナブリル、ラミブリル、スピラブリル、テモカブリルおよびトランドラブリルから成る群から選択されるACEI、またはいずれの場合も独立してその塩；
- バルサルタン、ロサルタン、エプロサルタン、イルベサルタン、テルミサルタン、カンデサルタンおよびサブリサルタンから成る群から選択されるアンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、またはいずれの場合も独立してその塩；
- トログリタゾン、ロシグリタゾン、シグリタゾン；ダルグリタゾン；エングリタゾン；イサグリタゾンおよびピオグリタゾンから成る群から選択される2型糖尿病治療剤、またはいずれの場合も独立してその塩；および／または
- インスリンまたはその塩である1型糖尿病性治療剤

である、請求項7または8に記載の使用。

【請求項 10】

同時、別々または連続使用のための、請求項7～9のいずれかに記載の使用。

【請求項 11】

さらに、1種以上の活性成分を含む、請求項4～6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 12】

さらなる活性成分がACE阻害剤、アンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、ベータプロッカー、2型糖尿病治療剤、および1型糖尿病治療剤から成る群から選択される、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

さらなる活性成分が

- アラセブリル、ベナゼブリル、ベナゼブリラート、カプトブリル、セロナブリル、シラザブリル、デラブリル、エナラブリル、エナブリラート、フォシノブリル、イミダブリル、リシノブリル、モベルトブリル、ペリンドブリル、キナブリル、ラミブリル、スピラブリル、テモカブリルおよびトランドラブリルから成る群から選択されるACEI、またはいずれの場合も独立してその塩；
- バルサルタン、ロサルタン、エプロサルタン、イルベサルタン、テルミサルタン、カンデサルタンおよびサブリサルタンから成る群から選択されるアンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、またはいずれの場合も独立してその塩；
- トログリタゾン、ロシグリタゾン、シグリタゾン；ダルグリタゾン；エングリタゾン；イサグリタゾンおよびピオグリタゾンから成る群から選択される2型糖尿病性治療剤、またはいずれの場合も独立してその塩；および／または
- インスリンまたはその塩である1型糖尿病性治療剤

である、請求項11または12に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

請求項4、5、6、11、12または13に記載の医薬組成物を、糖尿病性心筋症の処置における同時、別々または連続的使用の指示書と共に含む、商業用包装物。

【請求項 15】

糖尿病性心筋症の処置用キットであって：

- a) 第一の単位投与形態で、レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩；
- b) 第二またはそれ以上の単位投与形態で、ACE阻害剤、アンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、ベータプロッカー、2型糖尿病治療剤、1型糖尿病治療剤、または、いずれの場合も、独立して薬学的に許容されるその塩から成る群から選択される、少なくとも1種の治療剤；
- c) 該第一、第二またはそれ以上の単位形態を含む、容器

を含む、キット。

【請求項 1 6】

糖尿病性心筋症の処置剤であって、レニン阻害剤を唯一の活性成分として、または、ACE I、ベータプロッカー、アンギオテンシンII受容体アンタゴニスト、2型糖尿病治療剤、1型糖尿病治療剤からなる群から選択される1種以上の活性成分と組み合わせて含む、処置剤。